

3月の税務

- 3月11日
 - 1. 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
 - 3月15日
 - 2. 前年分贈与税の申告
 - 申告期間…2月1日から3月15日まで
 - 3. 前年分所得税の確定申告
 - 申告期間…2月16日から3月15日まで
 - 4. 所得税確定損失申告書の提出
 - 5. 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
 - 6. 確定申告税額の延納の届出書の提出
 - 延納期限…5月31日
 - 7. 個人の青色申告の承認申請(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
 - 8. 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
 - 4月1日
 - 9. 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
 - 10. 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
 - 11. 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 12. 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 13. 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
 - 14. 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
 - 15. 消費税の年税額が4800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

中央稅務會計事務所 — ユース

《通信欄》

寒暖差が激しい毎日ですが、ご体調管理にご注意ください。

財務省が2月9日に令和6年の国民負担率を発表しました。国民負担率とは、国民所得に対する負担の割合をいいます。令和6年度の見通しは45.0%です。

内訳として、国税、地方税、あわせて26.7%、社会保障負担率は18.4%となっています。約国民生活の半分近くの負担となっていましたが、今和5年実績見込みから見ますが、今後5年連続で下ります。ホントねえですね。

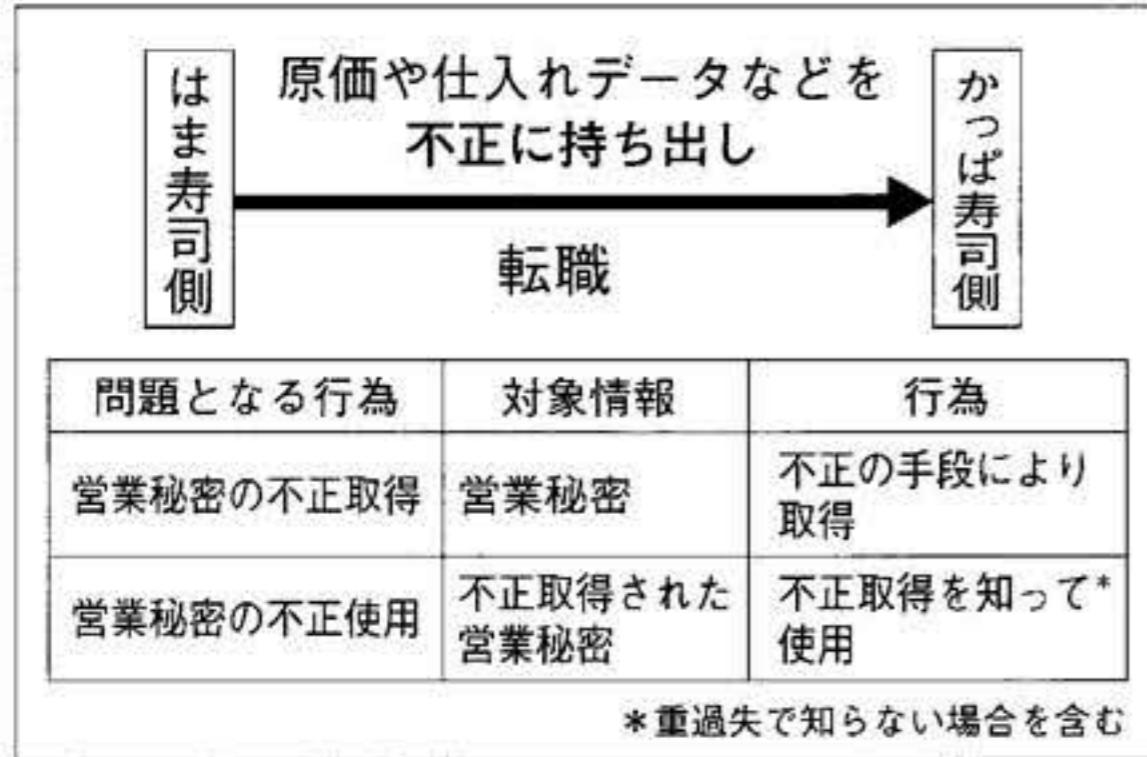
政赤字という形で将来へ先送りして、この負担分を加えた「首の負担率」は50.9%となる見込みです。これに財政赤字と比較にあたりますと、OECD加盟国の中でも、世界との比較に上位の国は60%前後になります。日本は50%台のところを占めており、高い国ではメキシコ等20%台のところもあります。日本は50%台のところを占めています。

埼玉県の社会保険料率も3月份82.0%から79.0%、介護保険料率も18.0%から16.0%と下がります。経理担当の方はご注意ください。



法律 コーナー

転職者によるデータ持ち出し 不正取得した営業秘密を利用 ——「はま寿司」が「かつば寿司」提訴



回転ずしチェーンの「はま寿司」は、不正に持ち出された原価データなどの営業秘密を利用したとして、「かつば寿司」を運営するカツバ・クリエイトなどを相手に5億円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こしました。営業秘密を不正に利用した場合、法人にも法的責任が生じるリスクがあります。そこで今号では、不正取得した営業秘密を利用した法人の法的問題について取り上げます。

回転ずし大手「かつば寿司」を運営する「カツバ・クリエイト」の前社長が、ライバル会社「はま寿司」の営業秘密を不正に入手して利用した事件をめぐり、はま寿司の親会社のゼンショーホールディングスは、前社長やカツバ社などに対し、営業秘密の使用禁止や廃棄、5億円の損害賠償などを求めて東京地裁に提訴したと発表しました。

かつば寿司の前社長は、ゼンショーホールディングスからカツバ・クリエイトに転職する前後の時期である2020年9月から同年12月にかけて、「はま寿司」の仕入れ原価や食材使用量などに関するデータをコ

ピーして不正に持ち出したとして、不正競争防止法違反（営業秘密領得）の容疑で逮捕されました。

ゼンショーホールディングスによると、事件検査の過程で、はま寿司の各店舗の損益計算書や売上高など

も不正取得され、カツバ社内で開示、利用されていたことを確認したとしています。63億円以上の損害が出たとした上で、カツバ社や前社長にその一部として5億円を請求し、情報の廃棄なども求め、提訴しました。

東京地裁の判決では「転職先で地位や評価を得たいという利欲的な動機だった」と酌量の余地はないと指摘。前社長は、2023年5月に有罪が確定しています。

■営業秘密の不正利用■

前述の事件のように転職に伴う営業秘密の不正流出事件は後を絶ちませんが、こうした事件において問題となる行為としては、次の2点が考えられます。

- ①不正の手段により営業秘密を取得する行為
- ②「営業秘密不正取得行為」が介在したことを持って、あるいは重過失により知らないで、営業秘密を使用する行為

同業種の間で転職するのは転職者のスキルを生かすことにつながるもの、営業秘密の不正取得問題が生ずる可能性もあります。場合によつては法人そのものが法的責任を問われるリスクもあります。

例えば、転職者が、転職元企業の営業秘密を不正に取得し、転職先企業が、不正に取得されたものであることを知りつつ、あるいは重過失により知らないまま、その情報を取得したり使用したりするケースです。

具体的には、不正に持ち出された顧客名簿を、不正に持ち出されたことを知りながら、それを利用して営業活動を行う行為等がこれに該当します。

また、他社の原価データや売上高など、明らかに営業上秘密として扱われている情報であれば、普通気づくはずですから、何も調査せずにその情報を利用することは、「重大な過失がある」と判断される可能性が高いといえます。

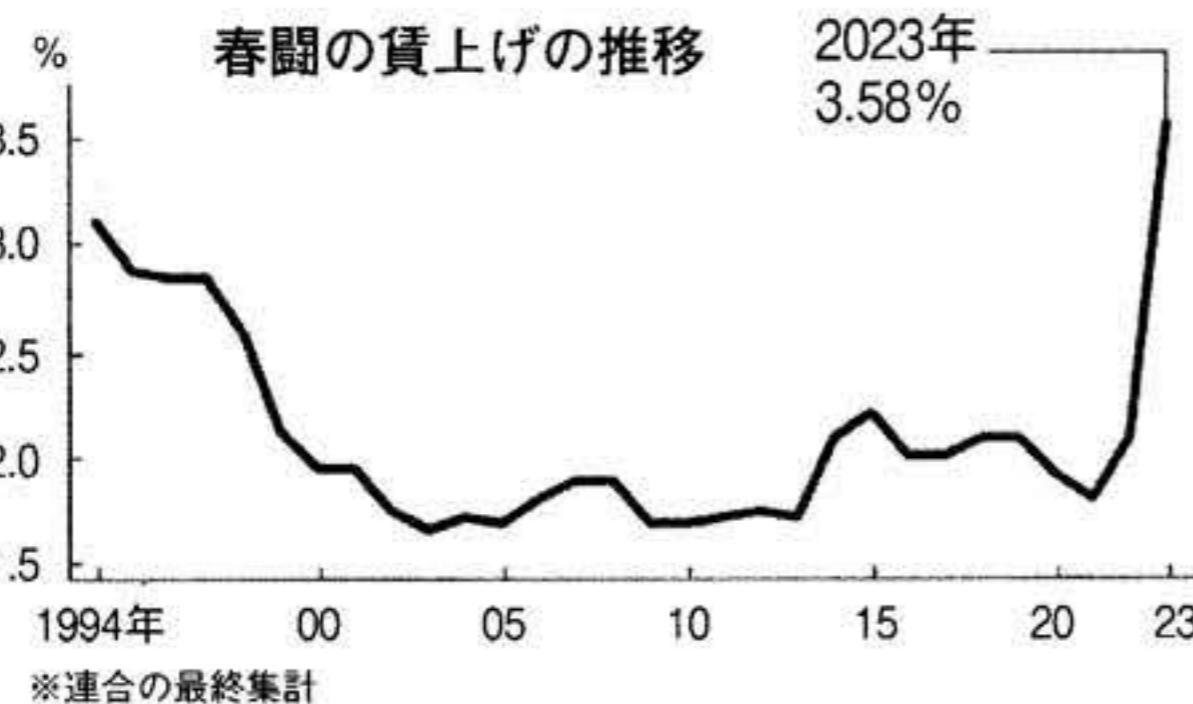
こうした場合、転職者はもちろん、転職先の企業も「営業秘密の侵害」を行ったものと判断され、転職元からの損害賠償請求や差し止め請求を受けることもあります。

中小企業の賃上げ率 昨年を上回る見通し

■2024年春闘スタート■

今年も春闘がスタートしました。連合は、物価上昇を上回る賃上げを実現するため、5%以上の賃上げ要求に踏み切っています。実質賃金のマイナスが続く中、賃上げが高水準だった去年を上回る水準になるか、中小企業や非正規労働者にも広がるかが焦点となっています。

2023年
3.58%



組合員約700万人の労働組合の中央組織「連合」は今年、定期昇給（定昇）分を含めて5%以上の賃上げ要求をしています。これは、1995年以来約30年ぶりの高水準であります。昨年の「5%程度」をさらに強めた表現です。

また、定昇分を除くベースアップ（ペア）についても「3%程度」から「3%以上」へ引き上げることを要求しています。持続的な賃上げの重要性を表すために、表現を強めた形となっています。

2023年の春闘の最終結果をみると、基本給を底上げするペアと定期分を合わせた「平均賃上げ率」は、前年同期比1・51ポイント増の3・58%と1993年（3・90%）以来30年ぶりの高水準となりました。賃上げ額は4556円増の1万560円。

このうち組合員300人未満の中小企業の平均賃上げ率も、1・27ポイント増の3・23%に達しました。中小の賃上げ率は近年、2%に届かない水準で推移していましたが、記録的な物価高を背景に30年ぶりの高い水準となりました。賃上げ額は3178円増の8021円。

しかし、名目賃金から物価変動の影響を除いた「実質賃金」をみると、厚労省の発表では前年同月比で20か月連続の減少となっています。そのため、3・58%の賃上げ率では、物価上昇に追いついていないのが現状といえます。

■高水準の昨年を上回る予測■

公益社団法人「日本経済研究センター」は民間のエコノミスト36人が予測する賃金の引き上げ率をまとめました。予測は厚生労働省が主要な企業を対象に毎年まとめている賃上げ率の調査を基準に行いました。

それによると、今年の春闘での賃上げ率の予測は平均で3・85%となり、このうち、①定昇分は1・7%、②ベースアップ分は2・15%でした。これは30年ぶりの高い水準となつた去年の3・58%を上回る見通しで、中小企業についても昨年の3・23%を上回ると予測されています。

背景として、物価の上昇が続いていることや、コロナ禍からの経済活動の再開を追い風に業績が好調な企業が多くなっていること、人手不足で人材確保が難しくなっていることなどから、積極的に賃金を引き上げる企業が増えるとみられます。

■価格転嫁で賃上げ原資を確保■

中小企業については、価格転嫁への対応が十分とは言えない現状を踏まえ、賃上げはハードルが高いとみられます。中小企業も人材確保の観点から賃上げに踏み切らなければならぬとも考えられています。人手不足については、大手企業よりも中小企業の方が深刻ですが、適正な価格転嫁が進んでいない状況では、賃上げの原資となる収益の確保は困難です。

中小企業庁が昨年10月から11月に約30万社を対象に実施した価格転嫁に関する調査によると、「全く転嫁できない」と答えた企業は18・4%に上っています。4~5月に行つた前回調査より3ポイント低下しましたものの、依然として2割近い中小企業が全く価格転嫁できていない厳しい実態が浮き彫りになっています。

賃上げを実現するためには、原材料費など仕入れ価格の高騰分をはじめ、人件費の価格転嫁も積極的に進めが必要不可欠といえます。